

## 審 議 結 果

### 審議会等名称

神奈川県児童福祉審議会社会環境部会

### 開催日時

令和3年11月12日（金曜日）9時30分から10時50分

### 開催場所

神奈川県庁新庁舎9階 議会第7会議室（横浜市中区日本大通1。対面及びリモート実施）

### 出席者【会長・副会長等】

新井 聡子（弁護士）

伊藤 廣幸（一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会顧問）

佐藤 大輔（社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会施設部会障害福祉施設協議会会員）

下山 浩子（神奈川県青少年指導員連絡協議会副会長）

樋田 大二郎（青山学院大学教授）【部会長】

松田 良昭（神奈川県議会議員）

### 次回開催予定日

令和4年1月頃

### 所属名、担当者名

福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課 大賀、若松

### 掲載形式

議事録

### 審議経過

（部会長）

開始時間となりましたので、始めたいと思います。

それでは、令和3年度第2回神奈川県児童福祉審議会社会環境部会を開催いたします。

本日は、出席委員が会場で2名、リモートで4名合計6名となります。児童福祉審議

会規則で定める定足数を満たしております。奥脇委員は、本日御欠席となります。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

本日の議題については、お手元の次第にございますように、協議事項として、「青少年保護育成条例見直し及び改正について」ほか1項目がございます。また、報告事項として、「青少年喫煙飲酒防止条例 改正について」ほか1項目を予定しております。

終了予定時刻は、11時としております。

約1時間半の長丁場となりますが、効率的に議事を進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様の御協力を、よろしく申し上げます。

では、早速、協議事項に入りたいと思います。協議事項アの「青少年保護育成条例見直し及び改正について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい、では、事務局から失礼いたします。資料の説明に入る前に、前回部会の振り返りをさせていただきたいと思います。

日程調整の際にも触れさせていただきましたが、前回部会で条例の見直し・改正について協議いただいた際に、現時点で青少年を取り巻く社会環境については、コロナ禍で見えていない部分があると推察される、との意見が共有されました。

従いまして、今回の見直しに伴う改正は、民法改正に伴うものや、現時点で明らかに改正が必要と判断されるものについては、令和4年4月の改正に合わせて手続きを進めますが、社会環境の変化を踏まえ引き続き議論が必要なものについては、この部会で引き続き課題整理していきたいと考えています。

青少年保護育成条例は、これまでも随時見直ししながら、改正を重ねてきました。必ずしも5年ごとのタイミングでなければ改正できないといったものでは全くありませんので、児童福祉審議会社会環境部会や関係機関と緊密に連絡をとりながら現状を引き続き注視していき、今後も必要に応じて検討・検証していきたいと思います。

委員の皆様にも引き続き御協力いただきたくお願い申し上げます。

前回部会からの振り返りは以上となります。

(部会長)

ありがとうございました。

事務局からの振り返りでしたが、いかがでしたでしょうか。

昨年度から進めてきました条例に係る課題の洗い出し、見直し、改正については、ここでいったん、最低限の改正を行うことで整理しますが、コロナ禍後に社会情勢が落ちついてきましたら、改めて、課題整理していきたいとのことだったかと思います。

また、青少年保護育成条例については、これまでもそうだったようにこれからも、5年ごとのタイミングに捕らわれず、必要に応じて、検討・検証を行っていくことも確認されました。

ここまでで、みなさまから、何か御意見、御質問等はございますか。

皆様に御異議がなければ、資料の説明に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。  
ありがとうございます。  
それでは、続けて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(「資料1」「資料3」により事務局から説明) はい。では、資料1ですが、条例の見直し結果をまとめたものになりまして、この内容で、県議会への報告も進めていきたいと考えております。

資料1については、先ほどの振り返りが、内容として落とし込まれているかどうかの視点でも、内容確認していただければと思います。

それでは、内容確認していきたいと思います。

読み上げます。

「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について。

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直しの周期は、5年を経過するごととしており、今回、福祉子どもみらい局において所管する次の条例について当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

条例の見直し結果、改正及び運用の改善等を検討する条例。

条例名、神奈川県青少年保護育成条例。

見直し結果、法令改正や社会環境の変化を踏まえ、一部内容の改正及び運用の改善等を検討する必要がある。また、令和2年から続くコロナ禍が終息した際には、あらためて課題整理していく必要がある。

ページをおめくりください。

これまでの青少年保護育成条例の見直しと主な改正の経過概要。

青少年保護育成条例については、振り返りの中でもお伝えしましたとおり、時宜に応じてこれまでも必要な改正を重ねてきました。一方で、過去に2回見直しを実施してきて、それに伴う改正も重ねてきたところです。直近15年の見直し・条例改正の状況をまとめたのが、この表となります。

直近15年における主な改正は、今回の改正予定も含めまして6回。その内、太枠で囲んでいる3回が条例見直しに伴う改正で、見直しがあって改正に繋がるというのを矢印で示していますが、条例の全面改正や有害役務提供営業を営む者の禁止行為等の追加などを実施してきました。

また、残りの3回が社会環境の変化や法律改正に伴う随時見直しでして、風営法に整合させる改正や、児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止等を新たに規定するなどしてきました。

ページをおめくりください。

右上に参考と枠囲いしていますが、こちらは条例見直し調書です。

条例の見直し結果について、県議会に報告していきませんが、条例見直しの県ホームページでは、こちらの調書が掲載されます。

今回、資料 4、青少年保護育成条例全条項別見直し状況、を添付していますが、前回部会でお諮りさせていただいた資料と、全く同じものになります。

資料 4、御覧になれる方は、1 頁だけでも御覧になっていただければと思いますが、青少年保護育成条例全 55 条について、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性の 5 項目で、評価したものでした。

その評価の全 55 条分の総評を記載しているのが、こちらの調書になります。

先ほどの振り返りのとおり、最低限の改正に関すること、コロナ禍後に改めて課題整理することが反映されていますので、ざっと読み上げますが、御参考になさってください。

条例見直し調書。作成年度、令和 3 年度。次回見直し予定、令和 8 年度。条例名、神奈川県青少年保護育成条例。条例番号、法規集、所管室課は、省略します。

条例の概要、青少年の健全な育成について、基本理念を定め、並びに県、保護者、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止するために必要な事項を定めている。

検討、視点。

必要性、現在でも必要な条例か。

検討内容、非行少年等の検挙・補導人数（※ 1）やみだらな性行為等の条例違反件数（※ 2）は減少傾向にあるものの、ここでいったん、右隣り備考欄を御覧ください。※ 1 非行少年等の検挙・補導人数に係る部分で、非行少年 R2 年 1,788 人、5 年前と比較して 1,488 人減、不良行為少年 R2 年 32,574 人、同比較 4,998 人減。※ 2 みだらな性行為等の条例違反件数に係る部分で、R2 年 120 人、同比較 23 人減。なお、備考欄数値は、資料 5（参考）青少年保護育成条例 制定の趣旨・直近 5 年間の状況・社会状況、こちらも前回部会資料と全く同じものですが、そちらから転記しているものです。それでは、本文に戻ります。減少傾向にあるものの、情報化の進展等に伴い、大人の目の届きにくい空間で青少年が事件・事故に巻き込まれるなど、現在においても青少年を取り巻く社会環境は深刻化、複雑化している。こうした中、例えば、令和 2 年に自画撮り被害防止に向けた改正を行うなど、時宜に応じながら社会環境の整備を促進し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止する本条例の規定内容は、一層重要性を増していることから、現在でも必要な条例である。

有効性、現行の内容で課題が解決できるか。本条例に基づく規制の実施やその周知啓発により、青少年の健全育成を阻害する行為や環境から青少年を保護するという目的について一定の効果が上がっていることから現在でも有効に機能しているが、法令改正や社会環境の変化を踏まえ、一部内容の改正や運用の改善等を検討する必要がある。

また、令和2年から続くコロナ禍が終息した際には、あらためて課題整理していく必要がある。

備考欄。青少年を保護するという目的について一定の効果が上がっていることから現在でも有効に機能していることに係るデータですが、深夜はいかい補導状況の推移、R2年15,176人。5年前と比較すると7,726人減。

効率性、現行の内容で効率的といえるか。本条例は、目的を達成するための必要最低限の規制を内容としている。また、青少年課及び地域県政総合センターの職員が、必要に応じて規制対象店舗に対する立入調査などを実施して条例の遵守を指導するとともに、取締機関である警察においても十分な体制がとられていることから、現在でも効率的に機能している。また、令和2年から続くコロナ禍が終息した際には、あらためて課題整理していく必要がある。

備考欄。※立入調査関係。立入件数R2年度246件、コロナの影響がありましたので令和元年度の値も示しつつ、5年前比較ですと266件減。指導件数R2年度61件、5年前比較ですと23件減。

基本方針適合性、県政の基本的な方針に適合しているか。本条例は、かながわグランドデザインのプロジェクト「13\_子ども青少年」と、主要施策「530 青少年が健全に育つ環境の整備」を実現するためのものであることから、県の基本方針に適合している。

適法性、憲法、法令に抵触しないか。本条例の性格上、憲法で保障される表現の自由、営業の自由に関する規制もあるが、「青少年の健全育成」という公共の福祉のため必要最小限度の規制であることから、違法性はない。

見直し結果。5つに分かれます。

上から順に、1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。4 改正及び運用の改善等を検討する。5 廃止を検討する。

今回は見直しの結果、条例改正及び規則改正の必要が生じたので、「4 改正及び運用の改善等を検討する。」としました。

理由等。法令改正や社会環境の変化を踏まえ、一部内容の改正及び運用の改善等を検討する必要がある。また、令和2年から続くコロナ禍が終息した際には、あらためて課題整理していく必要がある。

資料1の説明は以上となります。引き続き資料3の説明を続けます。

資料3ですが、条例改正・規則改正の内容になりますが、これまで部会で協議いただいた内容から変えていませんので、この内容で、県の条例所管部署と調整に入っています。

調整では、改正の必要性や趣旨・方向性について理解を得られていますが、文言等まだ調整が継続中といった状況ですので、概要(案)とさせていただいているところです。

これまでも触れてきたところですが、あらためてざっと確認させていただいて、条例見直し・改正に係る説明を終えたいと思います。

青少年保護育成条例・施行規則の改正 概要(案)。

1 条例改正。

(1) 改正の趣旨。令和4年4月1日に施行される改正民法に伴い、成年擬制の規定を削除するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容(第7条関係)。①民法改正に伴う改正。民法改正による「女性婚姻開始年齢の引き上げ(16歳から18歳)」「成年擬制制度の消滅」等に伴い、成年擬制の規定を削除する。②凶書類の定義の見直し。凶書類の定義に含まれるフロッピーディスクなど古い記録媒体を含んだ例示を削除する。

(3) 新旧対照表。右列、現行の第7条、用語の定義に係る条ですが、「(1) 青少年満18歳に達するまでの者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。」。それが、左列「(1) 青少年 満18歳に達するまでの者をいう。」に、改正予定。ただ、改正民法では、令和4年4月1日時点で、婚姻している16歳・17歳の女の人には成年とみなしますし、令和4年4月1日時点で、16歳・17歳の女の人には引き続き婚姻することができますし、婚姻すればその時点で成年とみなしますし、といった経過措置が設けられています。よって、条例改正の方でも、それに整合させる同様の経過措置を予定していきまして、一枚おめくりください。附則(令和4年月日条例第号)。

(施行期日) 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。(経過措置) 2 施行日前に婚姻をし、この条例による改正前の青少年保護育成条例第7条の規定により成年に達したものとみなされた者については、この条例の施行後も、なお従前の例により当該婚姻の時に成年に達したものとみなす。3 この条例の施行の際に、満16歳以上18歳未満の者で、この条例の施行後に婚姻した者については、この条例の施行後も、なお従前の例により当該婚姻の時に成年に達したものとみなす。このような経過措置を予定しています。

それでは、1ページ戻りまして、凶書類の定義の見直し部分を確認します。

右列、第7条(4) 凶書類とは、「書籍、雑誌、文書、絵画、写真、録音盤及びビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の電磁的記録、括弧書きは飛ばしまして、に係る記録媒体並びにこれらに類するもので規則で定めるものをいう。」。それが、左列、「書籍、雑誌、文書、絵画、写真、録音盤及び電磁的記録、括弧書きは飛ばしまして、に係る記録媒体並びにこれらに類するもので規則で定めるものをいう。」に、改正予定。

以上が条例改正の内容でした。続きまして、施行規則改正の内容です。

一枚おめくりください。

## 2 施行規則。

(1) 改正の趣旨。平成29年の刑法改正により、被害者は女性、加害者は男性とされていた強姦罪が、性別を問わない形の強制性交等罪となるなど性別表現が改正されたことを受け、青少年保護育成条例施行規則の「有害凶書類とする凶書類等の内容」で規定する性別表現を改正するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容(第3条関係)。「有害凶書類とする凶書類等の内容」について定めた規定のうち性別を特定した行為に係る表現を、性別を問わない表現に改める。

(3) 新旧対照表。右列、第3条の(1)ウ「男女間又は同性間の愛ぶの姿態」。そ

れが、左列「人同士の愛ぶの姿態」に、改正予定。右列、(2)ア「性交又はこれを連想させる行為」。それが、左列「性交、性交を連想させる行為又は性交に類する行為」に、改正予定。右列、(2)イ、下線引き忘れすみません、イ「強姦(かん)その他の陵辱行為」。それが、左列「強制的性交等その他の陵辱行為」に、改正予定。右列、(2)ウ「同性間の行為」。それが、左列「削除」に、改正予定。右列、(2)エが、左列ウに、改正予定。以上が施行規則改正の内容でした。

最後、スケジュールですが、11月今回の部会で内容確認の後、2月に条例改正議案を議会に提出予定です。説明は以上となります。

(部会長)

ありがとうございました。

資料1は、県議会に報告予定の内容であり、先ほどの振り返りした内容を反映させているとのことでした。

資料3は、今回の見直しに伴う最低限の改正部分にあたり、文言は引き続き県の条例全体を所管する部署に確認してもらっているとのことでしたが、何か御意見、御質問等がございますか。また、青少年保護育成条例見直し及び改正については、昨年度から皆さん携わられていますので、これまでに感じられたことや、コロナ禍が明けた後のことについて感想等でも結構ですので、順番に御意見を伺いたいと思います。それでは、新井委員、いかがでしょうか。

(新井委員)

事務局の方、御説明ありがとうございました。音声は、所々途切れてしまっていて、聞き漏らしている部分もあると思いますので、その点御容赦ください。聞こえなかった部分として、条例見直し調書が、何のためにどこに提出されるかが分からなかったのも、補足で御説明いただければと思います。また、改正の内容については、前回まで協議させていただいた内容なので、異論はありませんので、これをお願いしたいと思います。これまでも再三お話に出ていますけども、この1年半はコロナ禍で子ども達もだいぶ抑え気味だったかと思いますので、5年の期間に関わらず、情勢等を確認していくことについては、私も異論ありませんので、そのような作業を続けていただければと思います。

(部会長)

ありがとうございました。それでは、伊藤委員、いかがでしょうか。

(伊藤委員)

改正する内容は、これまで、私から御意見申し上げてきた内容も含まれ、問題ないと思います。

今回の規則改正のように、昨今、男性・女性という関係性だけではないということか

ら、言葉使いも変わってきているわけですが、まさに青少年を取り巻く環境の中でも、例えば、いわゆる有害図書と呼ばれるものの中で、男女間のポルノに近い漫画というよりも、ボーイズラブの類のものが多く出回ってきている傾向があります。従って、今後、男性間での様々な問題も浮き上がってくるでしょうから、いちはやくこうした関係性を条例の中で取り込んでいくことが大事になると思います。そうした点も含めて、積極的に、改正・見直しに取り組んでいただければと思います。

(部会長)

ありがとうございました。それでは、佐藤委員、いかがでしょうか。

(佐藤委員)

私も異論有りません。見直しの結果等を確認させていただきまして、コロナ禍の情勢でありましたけども、スマホ等で簡単に情報を入手できるこのような社会の中で、どのようにアンテナを張ってと申しますか、情勢を感じ取りながら今後も見直していくことの必要性を私は強く感じました。

(部会長)

ありがとうございました。それでは、下山委員、いかがでしょうか。

(下山委員)

私も異論有りません。これまでの協議で揉んできた問題が、クリアできているのではないかなと思います。ただ、コロナ禍が過ぎた後はどうなるのか、といったことについては大変心配しておりますので、今後も条例をしっかりと見守っていきたいと思います。

(部会長)

ありがとうございました。それでは、松田委員、いかがでしょうか。

(松田委員)

この方向で、このまま進めていただければと思います。

(部会長)

ありがとうございました。それでは、最後に私の方からも意見を述べさせていただきたいと思います。事務局の方、丁寧に調べて整理いただきありがとうございました。この条例は、このような形で見直すことによって、死文化せずに、いろいろな人が意識しながら、それぞれの役割を遂行していくことができる、そんな条例になっているのだろうと思います。

私は2点気になっていまして、ひとつは、今後、随時見直しの中でやはりSNS関係のことについては、もう少し見ていかなければいけないところがあるのではないかな、



と思っています。コロナとの関係の中で、まさに対面よりもSNSといった場面が出てきているのだらうとも思いますが、そこを、見ていかなければいけないということと、それから、婚姻という概念が、若い世代でどうなっているかについては私にもわかりかねますが、婚姻届を出すことがないような形で、十代の若者が互いに生計を共にするようなこともあり得ると思いますし、これからもそうしたことが増えてくるでしょうから、18歳というのをどのように考えたらよいのか、あるいは婚姻している者というのをどのように考えたらよいのか、といったことについて徐々に見直していかなければならなくなりつつあるのではないかな、と思っています。そうしたことを視野に入れながら、随時に見直せていけたらと思っています。

最初だったので十分意見を表明できなかつたかもしれませんが、新井委員から何かございますか。

(新井委員：意見なし)

(部会長)

ありがとうございました。

(事務局)

先ほど、新井委員から御質問がありましたことについてお答えさせていただければと思います。青少年保護育成条例に限らず、県にはいくつもの条例がありますが、時代に合致している必要があることから、条例の定期的な見直しを制度化しています。それが、要綱に伴う見直しでして、今回の見直しはそれに当たります。見直し調書は、その制度に則って見直ししていることを、県民の方にお示ししていくものになっており、県議会に報告するとともに、県ホームページにて公開します。

(新井委員)

わかりました。ありがとうございました。

(部会長)

他に、御質問等ございます方はいらっしゃいますか。

(各委員：意見なし)

(部会長)

幹事の皆さんからは、何か御意見はございますか。

(青少年課長)

条例見直し及び改正に関して、活発な御協議をありがとうございました。昨年度以来、

時間をかけ協議を重ねていただきまして、青少年が今抱える課題について、かなり深いところまで考察できたと思っております。これもひとえに、委員の皆様のおかげでございます。ありがとうございました。

担当からもお伝えしましたとおり、青少年保護育成条例については、社会環境の変化とともに、随時見直ししていければと思っておりますので、今回の見直しを終えた以降も、当部会場で、新しい課題について対応していければと思っております。今後もぜひよろしく願いいたします。

(部会長)

ありがとうございます。それでは、この議題については、この辺でまとめさせていただきたいと思えます。

条例の見直しでは、民法改正時期に関係する条例の改正等に繋げつつ、見えていなかった社会環境の変化が、コロナ禍の終息したタイミングで新たに確認されることを念頭に、引き続き課題整理し、必要に応じて協議することを前提とし、事務局案のとおり見直し結果を取りまとめ、条例及び規則改正していくこととする、こうしたまとめとさせていただきますようお願いいたします。

(各委員：異議なし)

(部会長)

ありがとうございます。それでは、協議事項「児童福祉審議会社会環境部会 推薦優良図書の選出について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。では、資料6を御覧ください。資料6ですが、例年、年明けの部会で実施していただいています、推薦優良図書の選出について、新しく選出方法を御提案させていただくものです。

推薦優良図書の概要についてお伝えした後に、御提案させていただければと思えます。それでは、読みます。

1 概要。(1) 募集/〆切時期。県HP上での募集(通年)、読書推進会へ応募依頼(8月依頼)で募集していき、例年10月末日を〆切としています。

(2) 応募(推薦)要件等。① 要件。厚労省社会保障審議会が児童福祉法に基づき推薦した文化財以外の文化財であり、かつ、児童の健全育成に資するものと期待できる文化財であること。② 留意事項。高額でないもの(概ね5千円未満)。前年の1月以降発行のもの。

(3) 選出までの流れ/時期。① 県立図書館による予備調査/11月~12月。② 児童福祉審議会社会環境部会による審査、選出/1月。③ 応募者(推薦者)への決定通知/2月。④ 県内小中高学校、図書館、書店等への広報/3月。

(4) 児童福祉審議会社会環境部会による審査。当部会が、児童福祉審議会規則第8条で「芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦に関する事項」を分掌することとされていることに基づく。県立図書館による予備調査結果を踏まえ、協議の上、選出。

(5) 過去3年の応募数/選出数/選出除外数、は御覧のとおりとなりますが、例年40冊超の応募がありまして、そのほとんどが選出されますが、若干数選出除外がある状況です。令和2年度と平成30年度は、厚労省社会保障審議会推薦図書が選出除外でした。厚労省社会保障審議会推薦図書は、特に必要と認められる理由がなければ、要件にありますとおり、原則、選出除外となります。一方、令和元年度は、厚労省社会保障審議会推薦図書は選出除外にならなかったパターンですが、価値観の偏りが見られた本が選出除外になっています。以上が概要でした。

それでは、提案に移りたいと思います。

## 2 令和3年度の選出に向けて。

(1) 意見書の利用。① 神奈川県児童福祉審議会優良文化財推薦に関する事務取扱要領。(審査手続)。8 7の規定による確認の結果、これは先ほどの要件を満たすかどうかの確認になりますが、7の規定による確認の結果、推薦の対象となった文化財(以下「推薦対象文化財」という。)については、次により審査手続を行う。(1) 幹事は、推薦対象文化財について、部会委員に試読又は試見(以下「試読等」という。)を依頼する。この場合において、当該試読等は、原則として4人以上の部会委員により行うものとする。(2) 試読等を行った部会委員は、当該試読等の結果を意見書(第2号様式)に記載し、幹事に提出する。(3) 幹事は、(2)に規定する意見書を取りまとめ、社会環境部会の会議の資料として提出する。② (事務局案) 令和3年度は、選出にふさわしくない図書や、特に協議が必要だと思われる図書がわかるように、意見書を利用する(別添イメージ参照)。

次ページを御覧ください。意見書のイメージを添付いたしました。まず委員名がありまして、次に、興行名等とありますが、これは、あまり該当がありませんが、優良映画の選出も当部会が担っていることからこうした項目名になっています。興行名等、図書類等の出版物。試読等年月日〇月〇日、試読等場所〇〇〇(県庁、事務所、自宅等)。推薦の妥当性及び感想等。1 推薦の妥当性。別紙のとおり、2 感想等。別紙のとおり。

別紙が裏面になります。例年、候補図書の一覧を部会資料としていますが、それを加工したものです。候補図書ごとに、図書名、著者等、出版社名、要旨等、定価とありまして、その隣に推薦の妥当性の欄を設けました。妥当性は3つに分けられ、①妥当である。②協議が必要。③妥当ではない。社会環境部会の推薦優良図書は、これまで、妥当である図書を絞りに絞り込んで選び出していくというよりも、妥当ではないものを選出外として整理してきた経緯があります。従いまして、妥当性については、②協議が必要、③妥当ではない、といったものについてのみ、理由を記すように考えています。例示では、1, 2の本が①妥当である、番号飛んでしまっていますが、4の本が②協議が必要で、理由が、〇〇について、差別的表現か否か協議が必要、5の本が③妥当ではないで、理由が、〇〇について、残虐性が明確に認められる、としています。

説明を続けます。1枚、前に戻っていただいて、提案のその2。

(2) 推薦図書の試読方法。① 令和元年度(コロナ禍前)。当日に、優良推薦図書の協議開始前に、試読タイムを1時間設けていた。② 令和2年度(コロナ禍)。事前に(部会開催の2週間前)、予め委員と推薦図書を3グループに分けて、委員のもとへ図書を持ち込み、或いは県庁に来ていただいて、試読を実施。当日に、優良推薦図書の協議開始前に、試読タイムを設けなかった。③ (事務局案) 令和3年度は、意見書の利用も踏まえ、②の方法により試読を実施する。また、試読後に意見書を作成し、当日は、意見書の内容を踏まえ、疑義がある図書を中心に、協議する。

説明は以上ですが、整理させていただきますと、まず、これまでの推薦図書の選出方法は、1(4)のとおり、県立図書館による予備調査結果を踏まえ、協議の上、選出していました。

実際には、資料の事務取扱要領8と9に基づき進めてきたもので、8は前述のとおり試読をはじめとした審査方法が規定されていて、9は県立図書館の予備調査報告書、これは推薦図書が要件を満たしているかどうかや書評が県立図書館の視点で書かれているものでして、この予備調査報告書を協議に利用できることが規定されています。これまで、この8と9に基づき、予備調査報告書を部会資料にして、実物の本を試読の上、協議、選出といった具合に進めてきていました。

この度、意見書の利用について提案させていただきたい理由としては、社会環境部会の推薦優良図書は、妥当ではないものを選出外として整理することは先ほど触れましたが、まず意見書で、どの候補本が妥当なのかどうかが一目でわかるようであれば、協議がより進めやすくなると思ったためです。また、妥当ではない場合にその理由が記してあるため、選出外になった人にとって、選出外に至る協議の過程が見えやすくなりますし、理解されやすくなるとも考えました。

これまでも、選出にあたっては、部会協議の中で議論が重ねられ、議事録等で協議の過程もわかりやすくなっているところですが、よりよくできるかもしれないといったところで御提案させていただきました。

また、(2)の推薦図書の試読方法については、意見書の利用を前提にしているところではあるのですが、候補図書を分担して試読した昨年度の例で、特に問題なければ、今年度も同様にさせていただきたいといった提案になります。説明は以上となります。

(部会長)

ありがとうございます。年明け1月に控えます今年度の推薦優良図書の選出について、その方法について事務局より提案がありました。これまでは、事務取扱要領の8と9に従ってきていましたが、協議の効率性や、対外的な説明を考慮すると、今後、8にある意見書を利用していききたいとのことだったと思います。

また、試読の方法も、当日、一堂に会して全冊を試読する方法から、昨年度のように、当日に先駆けて事前に、冊数を分担して試読する方法の提案がありました。

意見書の作成など、新たな取り組みとなりますので、利用のメリットなども踏まえ、

お気づきの点等御発言いただければと思います。それでは先程と逆の順番で御意見を伺いたいと思います。松田委員、いかがでしょうか。

(松田委員)

新しい提案がございましたが、今までは、県立図書館による予備調査があった上で、それを我々委員が見て、これは相応しくないのではないかとといったものがあれば、それを除いていくといった仕組みだったのではないかと思います。新たな提案は、予備調査はあった上なのではと思いますが、そこに加え、事前に図書を確認して、意見書も作成して、幹事がそれを取りまとめてといった仕組みを経て、部会で協議していく進め方になるといったことでしょうか。

(青少年課長)

県立図書館でまず予備調査していただいて、各委員にはそれを御参考に3グループに分けた図書を事前に試読していただいた上で、意見書を作成していただきます。意見書については、妥当だと思われるものは①を付けていただいて完了です。ただ、図書を御覧になっていただいて、これは予備調査では良いと言われていても、図書のここの表現はどうかとか、この視点はどうかかなど各委員において疑問がありましたら、協議が必要だとか妥当ではないといった②③を付けていただいて、御意見を書いていただきます。意見書は、協議の際の資料させていただき、御意見があったものだけを御協議いただければ、協議時間の短縮にもなる、というように考えております。

(松田委員)

わかりました。部会長、ただ今確認させていただいて、意見がありますが、皆さんの御発言の後の方がよろしいでしょうか。

(部会長)

そうですね。そのようにしましょう。下山委員、いかがでしょうか。

(下山委員)

昨年、初めて図書を読ませていただきましたが、私だけの意見だけでよいのかどうか、悩んだところではありました。事務局の御説明で声が聞き取れなかった部分があるのですが、今後は、第2号様式の意見書を使っていくということでしょうか。推薦図書の概要を見ながら、妥当性を判断して、意見があるものについては、第2号様式の意見書を作成するというのでしょうか。

(事務局)

意見書は、1枚作成し、それに、妥当性や意見を記した別紙をセットすることを考えています。別紙は資料6の4ページ目になりますが、先ほど幹事からも話がありました

が、②協議が必要③妥当ではない、と評価したものだけに意見を記して、そして、協議当日はその意見が書かれているものを中心に協議を進めていくことができれば、効率化に繋がるのではないかと、このように考えています。

(下山委員)

わかりました。ありがとうございます。昨年度のように自宅で図書を読ませていただいて、②③について意見が書かれた資料で、部会において皆さんと協議していくことについては、良いと考えます。

(部会長)

ありがとうございます。佐藤委員、いかがでしょうか。

(佐藤委員)

意見書利用の提案について、私も聞き取りにくいところがありましたが、昨年度、初めて優良図書に携わらせていただきまして、今回の提案については確認になりますが、私が読んだ図書の評価や意見を別紙に書いていくという理解でよろしいでしょうか。

(部会長)

私からもよろしいでしょうか。意見は、②③の評価の図書があった場合にその図書について書くのであって、①の場合は書かないといった理解でよいでしょうか。

(青少年課長)

そのような御理解で問題ありません。

(佐藤委員)

承知しました。ありがとうございます。

(部会長)

後程でも構いませんので、他にまた意見がございましたらおっしゃってください。伊藤委員、いかがでしょうか。

(伊藤委員)

事務局の提案内容で、意見書の利用も含め、よろしいかと思えます。非常に効率的になって、私どもも判断しやすくなりますので、このように進めていただければと思います。また、推薦図書の試読方法につきましても、事務局の方に御足労いただきますけども、昨年度と同じスタイルでやらせていただければと、我々も効率が良いと思えますので、お願いできればと思います。

(部会長)

ありがとうございます。新井委員、いかがでしょうか。

(新井委員)

私も、事務局提案の2点について賛同します。効率的になってとても良いと思います。推薦図書の試読は毎年楽しみにしておりますので、協議させていただくことをうれしく思っております。

(部会長)

ありがとうございました。それでは、私の方から、事務局に質問がございます。資料の意見書別紙(イメージ)で、推薦の妥当性については委員全員分の評価が載っているものではなく、一名分の評価が載っているものだと読み取れます。当日資料となる場合には、委員間で評価が分かれている図書の部分はどのような形で載ってくるようになるのかといったことと、また、資料は公表されるものであるのかということ、あと、これは要望に近くなってしまうのですが、予備調査で推薦に値する判断された図書は、どの基準で要領のどこに当たるのかが図書ごとにわかるようになっていきますと、意見書も作成しやすくなると思うので、そうした対応が可能でしょうかといったこと、この3点について確認させてください。

(青少年課長)

まず、当日資料は、各委員に作成いただいた別紙を取りまとめた形のもので、協議資料としていきたいと考えております。また、資料の公表については、資料が推薦の可否を協議するものですので、個々の委員がどういった御意見をお持ちかということは、非公表になるのかなと思いますけども、そこは確認をさせていただきます。3点目については、県立図書館と調整してみたいと思います。

(部会長)

ありがとうございます。委員皆さんの御意見をいただきましたが、他に御質問等がございましたら、改めて御発言いただければと思います。

(松田委員)

それではよろしいでしょうか。まず、資料の公表については、審議会が原則公開ですから、非公表は難しいように思います。また、意見書を用いるようにしますと、協議に当たり煩雑さが増すようにならないでしょうか。もし、委員同士の意見が対立した場合、意見が資料で出ているのと、これまでのように言葉のやりとり上にあるのとでは、異なる部分もあるでしょうから、慎重に考えていった方が良いでしょうと思います。また、これまでは、協議の中で委員同士が話し合っ、基本的には、予備調査のベースがあった上で、相応しくないものを除いていくといった考えでやってまいりましたが、今度は、

新たにその中から抽出するといった違う作業になりますが、まだ、今はその抽出の考え方が定まっていないうにも思います。これまでも、幼児、小学校低学年といった年齢区分にその図書があっているかないかといった議論に関係して、年齢区分に関する基準を出すべきだといった意見があったと思いますが、それについても明快なものが未だに示されていないように思います。そうした現状でありながら、別の新しい方法を、今年度の協議から導入しようとしていることについては、時期尚早であり、もっと検討が必要ではないか、と思います。

まず、試行でやってみるといったことはあるかもしれませんが、ただ、意見書を委員が作成し、幹事がそれを取りまとめて、それを資料として児童福祉審議会が協議し選出するといった中では、責任が分断するようなことになりかねません。優良図書選出の責任は、最終的には委員長が負うようでしょうが、選出に至る過程を明確にする必要はあると思います。

(部会長)

ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか。

(各委員：意見なし)

(部会長)

それでは、私の中での整理を皆さんにお聞きいただきたいのですが、これまでの方法は、協議の場で、まず①に該当するかどうかを一冊一冊確認して行って、①に該当しないといった場合に、どの点で問題を感じるかといったことについて、話し合いしてきた方法だったかと思います。

その方法自体を変えないということであれば、当日までに図書を確認の上、①の図書について整理して、①に整理されなかった図書について協議の場で話し合うといった方法あたりから、松田委員の方から試行的にという話もありますので、そのあたりから始めてみてはいかがでしょうか。

とりわけ私がこのように考えたのは、松田委員の話にもありましたけども、基準が明確になっているものであれば一覧表にもしやすいと思いますが、現状は、基準自体を作りながら協議しなければならないというようなこともあると思いますので、②③については、将来的に基準を明確にできた時に、効率化を図っていくといったことで検討していくことも視野に、考えていってはいかがでしょうか。

委員の皆さんあるいは幹事のみなさまでも、御意見がございましたらお願いします。

(青少年課長)

委員の皆様からの御意見、また松田委員からの御提案をいただきまして、あらためて試行的にできるような方法を、もう一度いくつか考え直しまして、また、年齢区分についても、あらためて事務局の方で検討しまして、部会長とも御相談させていただくよう



にしていきたいと思います。

(部会長)

ありがとうございます。事務局から、そうした方向が示されましたが、皆様いかがでしょうか。

(各委員：意見なし)

(部会長)

それでは、事務局で効率的で公平な審査の方法を検討していただくということで、まとめさせていただければと思います。

(松田委員)

そのようをお願いできればと思います。ただ、1月までもあまり時間がないでしょうし、コロナ禍でもございますので、事前に図書を確認できるようにであれば良いと思います。

(部会長)

ありがとうございます。それでは、続きまして、報告事項に移りたいと思います。

まず、初めに報告事項ア「青少年喫煙飲酒防止条例 改正について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料 7 を御覧ください。神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例の改正につきましては、県庁内法制部門との調整の上、成年年齢の引下げに伴う、関係法令名の名称変更に対応した引用法令名の改正のみを行うこととなりました。

資料 7 の 1 頁が改正文、2 頁が新旧対照表となります。

条例中定めのある保護者の義務に関しまして「親権の無くなる 18 歳以上のお子さんをお持ちの親」の取扱いにつきましては、前回のこの会議で御報告させていただいたとおり、条例第 2 条保護者定義中の「その他現に監督保護する者」として、引続き保護者の義務を負うものとなります。

改正につきましては、法改正に伴い必然的に変更を要する改正でありますので、議会での審議にはかけずに、年度内に改正手続きを行う予定です。

(部会長)

ありがとうございます。この報告事項について、御質問等ございますか。

(各委員：意見なし)

(部会長)

それでは次に移らせていただきたいと思います。報告事項イ「有害興業（映画）の指定について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、有害興行映画の指定状況について御報告させていただきます。

資料8を御覧下さい。

有害興行の指定とは、青少年保護育成条例第9条に規定されていまして、映画等の興行について、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものを知事が指定するものです。

これらの映画の指定に関しましては、同条例第50条第1項の規定により、本審議会の意見を聴いた上で行うこととなっておりますが、上映日と審議会の開催日程などを考慮し、同項のただし書きの規定「緊急を要する場合」と認められたため、本審議会の意見を聴くことなく指定を行いました。

このように緊急の対応により指定したものについては、同条第3項の規定により、その旨を審議会に報告することとなっておりますので前回の審議会以降に有害指定しました映画について御報告いたします。

資料8記載のとおり、本年9月7日から10月12日までの間に合計5作品を有害興行として指定しました。

また、送付させていただいた資料にはございませんが、本日12日に2作品を新たに有害興行として指定しました。

作品名については、製作会社 小南（こみなみ）組の「密着指導 教えてあげる」と、もう一作品は、製作会社 旦々舎（たんたんしゃ）の「異常快樂 さかりのついた犬たち」になります。

有害興行に関しての報告は、以上です。

(部会長)

ありがとうございます。この報告事項について、御質問等ございますか。

(各委員：意見なし)

(部会長)

それでは、最後に、実は冒頭で申し上げておかなければいけなかったのですが、本日は、取材申し込みはなかったこと、傍聴の希望もなかったことを、ここで確認させていただきます。では、次回の日程ですが、事務局では、いつ頃を考えていますでしょうか。

(事務局)

はい。次回の日程は、1月下旬頃に開催を予定しています。推薦優良図書の審査、選出などの協議を予定しています。また、条例の見直し結果については、12月に議会へ報告、年明けに改正議案を提出予定です。

(部会長)

委員の皆さんで、この場で、共有しておきたいことなどがございましたら、御発言いただければと思いますが、何かございますか。

(各委員：意見なし)

(部会長)

それでは、これで、本日の神奈川県児童福祉審議会社会環境部会を終了します。長時間にわたる御協議、大変お疲れ様でした。